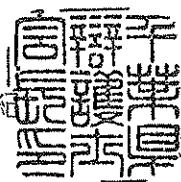


2012年（平成24年）5月16日

御中

千葉県弁護士会

会長 齋藤 和 純



任意整理における統一基準遵守に関する意見書

第1 意見の趣旨

貸金業者各社は、利息引き直し計算後に貸金業者に対して残債務を有する多重債務者との和解交渉において、「多重債務者に対する任意整理を処理するための全国統一基準」を遵守されたい。

第2 意見の理由

1 「多重債務者に対する任意整理を処理するための全国統一基準」（以下、「本件統一基準」という。）では、多重債務者に対する任意整理において弁護士が最低限遵守すべき事項として、「第1 全取引経過の開示請求をすること、第2 利息制限法の利率に基づく残元本の確定をすること、第3 和解案の提示に当たっては、それまでの遅延損害金、並びに将来の利息は付けないこと」を挙げる。

同基準は平成12年の日本弁護士連合会における多重債務者救済事業拡大に関する協議会において採択され、その後全国の単位弁護士会において同基準もしくはこれに準じた各単位会の基準を制定して運用してきた。

現在では、ほぼすべての消費者金融会社が任意整理において本件統一基準を受け入れているほか、法的整理手続である特定調停手続やその17条決定においても裁判所は同基準を尊重し、原則として元本のみでの和解をすべきとの運用を行っている。

かかる実務の運用からは、本件統一基準は、任意整理における法規範ともいべき地位を有しているといえる。

2 ところが、近時、一部の貸金業者では、引き直し計算後に多重債務者に残債務が残る事案において、多重債務者側が本件統一基準に沿った合理的な和解案を示しているにも関わらず、一括弁済や、分割弁済であっても、経過利息、将来利息、遅延損害金を付した和解を要求するとの対応がなされている。

貸金業者が自己の債権回収にのみ固執して上記のような対応を取れば、各債権者間の公平を害するだけでなく、多重債務者の弁済計画そのものを困難にさせ、債権者にとっても望ましくないであろう破産や民事再生といった手段を選択せざるを得ないことになる。

また、一部の貸金業者が本件統一基準を遵守しないことで、貸金業界全体に基準を軽視する兆候が発生するという弊害も生じている。

ここで、多重債務者の増加が深刻な社会問題となったことを契機として平成22年6月18日より完全施行された改正貸金業法は、法令遵守の助言・指導を行うための貸金業務取扱主任者を営業所に置くことを義務付ける等、貸金業者の法令遵守の姿勢を強く打ち出している。

上記のとおり、本件統一基準は、裁判所を介さない任意整理手続におけるいわば法規範ともいえる効力を有するものである。

本件統一基準を無視し、利息等を付した和解を強硬に主張し、いたずらに和解を先延ばしにする姿勢は、改正貸金業法が求める法令遵守の姿勢から程遠い。

なお、裁判例には、貸金業者は、債務整理が円滑に進行するよう協力する立場にあり、取引履歴開示義務及び弁済方法について交渉に応じるべき義務があるものであり、この義務に違反して債務整理に誠実に協力する態度がない場合には、最終取引日以後の利息及び遅延損害金の発生を主張することは信義則違反、権利濫用となると判示したものがある（相馬簡裁平成18年2月1日判決）。

弁護士が提示する和解案は、債務者が出費を切り詰めた最大限の譲歩案である。本件統一基準は、多重債務者の経済的再生というコンセンサスを前提として、貸金業者と多重債務者側の両者が長年にわたり尊重してきたものであり、一部貸金業者の強硬手段によって基準の実効性が失われることがあってはならない。

我々は、多重債務者救済のための任意整理において、一部貸金業者の上記対応に断固抗議するとともに、貸金業者各社においては、本件統一基準にのっとった任意整理に応じることを強く求める。

以上